

令和 5 年 1 月 3 0 日

筑紫野市長 殿

福岡県環境部廃棄物対策課



産業廃棄物処理施設の設置許可について (通知)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号) 第 1 5 条
第 1 項の規定により、下記施設の設置許可を行いましたのでお知らせします。

記

1 申請者

住所 福岡県筑紫野市大字山家 2 0 6 0 番地 7

氏名 エコ・センチュリー 2 1 株式会社 代表取締役 田中 直継

2 施設の種類

汚泥の焼却施設 (政令第 7 条第 3 号)

廃油の焼却施設 (政令第 7 条第 5 号)

廃プラスチック類の焼却施設 (政令第 7 条第 8 号)

産業廃棄物の焼却施設 (政令第 7 条第 1 3 号の 2)

3 取扱品目

汚泥*、廃油*、廃酸*、廃アルカリ*、廃プラスチック類、紙くず、
木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、
感染性産業廃棄物 (*特別管理産業廃棄物を含む。)

4 設置場所

福岡県筑紫野市大字山家 2 0 5 3 番 4 2

5 処理能力

9 0 t / 日 (2 4 時間)

